

利用施設別の無償化対象範囲

利用施設		保育の必要性*1	
		なし（例：専業主婦(夫)世帯）	あり（例：共働き等）
幼稚園 （就園奨励費補助金の対象施設）		月額 25,700 円を上限に無償化 （預かり保育は対象外）	月額 25,700 円を上限に無償化 （預かり保育は、月額 11,300 円 *4 まで無償化）
認定こども園（教育）		無償化 （預かり保育は対象外）	無償化 （預かり保育は、月額 11,300 円 *4 まで無償化）
保育所（公立・私立） 認定こども園（保育） 小規模保育事業		—	無償化
認可外 保育施設 *2	企業主導型保育事業	—	無償化
	認可外保育施設 事業所内保育施設 その他届出保育施設等*3	（無償化の対象外）	月額 37,000 円を上限に無償化* 4 （他の認可外保育施設との併用 が可能）

*1 「保育の必要性」については、市が無償化の給付対象者として認定する際に、保護者の就労・就学や親族介護、保護者本人の疾病等の一定の事由により、保育の必要性の有無を確認し、その状況と利用施設に応じた区分で認定します。

*2 「認可外保育施設（企業主導型施設を除く）」が無償化の対象となるためには、国が定める指導監督基準を満たす必要があります。ただし、基準を満たしていない場合でも、5年間は猶予期間として、無償化の対象となります。

*3 「その他届出保育施設等」とは、“一時預かり事業、ファミリー・サポート・センター事業、病児病後児保育施設”などです。

*4 3歳児から5歳児の無償化上限額は11,300円または37,000円です。0歳児から2歳児までの市民税非課税世帯の児童は、各金額に5,000円を加えた額までが無償化の対象となります。